

第

4626
号

READAS
リーダスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2012年)平成24年 12月 6日 木曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

老人ホームの入居金を負担した場合

Q：父が亡くなり、母が1人で生活していますが、高齢になってきたこともあり老人ホームへ入居を希望しています。老人ホームの入居金を私が負担した場合、贈与になりますでしょうか？

A：入居の必要性のほか、老人ホームの内容や施設、入居金額など総合的に判断して、通常必要であると認められる場合には、贈与にはならないものと思われます。

【解説】

相続税法では、扶養義務者相互間において、生活費又は教育費に充てるためにした贈与により取得した財産のうち、通常必要と認められるものは贈与税の課税価格に算入しないこととしています。

お尋ねの老人ホームの入居金の負担がこの「扶養義務者相互間において生活費に充てるためにした贈与により取得した財産のうち、通常必要と認められるもの」に該当するかどうかですが、ご質問の内容では詳しい内容がわかりませんので判断がつきかねますが、その老人ホームの具体的な内容、老人ホームの形態や契約内容、施設や設備の内容、入居金額、入所しなければならない理由などを総合的に判断して、生活に通常必要であると認められるものであれば非課税になりますが、そうでないと認められるものについては贈与税の対象となりますので、注意が必要です。

